

[事案 28-334] 一部転換契約無効請求

・平成 29 年 10 月 19 日 和解成立

<事案の概要>

一部転換契約時、死亡給付金受取人の名義変更はしたが、一部転換をした認識はないこと等を理由として、一部転換契約の無効と既払込保険料の返還等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 11 月に個人年金保険を一部転換した利率変動型積立保険（介護年金保険）について、以下等の理由により、転換後契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)一部転換契約時、死亡給付金受取人の名義変更手続きをしたものであって、一部転換したという認識はなかった。申込書等も内容がわからないまま記入した。
- (2)保険会社に対して、契約を元に戻すよう求めたところ、営業所長からの暴言で強制的に契約を継続させられた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人に対し、一部転換の内容について、設計書等を用いて説明している。
- (2)申立人は、募集人に契約者貸付と積立金の引き出しとの違いを質問するなどし、転換契約の内容を理解したうえで、意向確認書および申込書に署名している。
- (3)営業所長の発言は暴言などではなく、また強制的に契約を継続させたことはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、一部転換契約時の状況等を把握するため、申立人および契約時に同席した保険会社の職員に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が一部転換契約は死亡給付金受取人の名義変更手続きであると誤認したとは認められず、営業所長の暴言があったとも認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)一部転換に際しての 2 回の面談のうち、1 回目は立ち話で 10 分程度であり、2 回目も 20 分程度とされる。その時間を名義変更に関する事情の聴取と変更手続、および、一部転換契約の説明および申込手続きにあてたとすれば、後者に当てられた時間は 20 分程度に過ぎない。そうすると、募集人らのごくわずかな時間で、申立人に転換後契約の内容を十分に理解させることができたのか、疑問がある。
- (2)募集人らは、申立人のニーズを事前に把握することなく商品を開発して、1 回目の面談時に一部転換を提案している。この場合、提案内容について、申立人の十分な理解を得たうえで、あらためて申立人のニーズを十分に把握する必要があったが、上記の時間で十分に対応ができていたかは疑問がある。